

太田市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

2022-2026



太 田 市

目 次

第1章 基本事項	1
1 背景	1
第2章 前計画の取組状況	3
1 温室効果ガス排出状況	3
2 取組結果	5
第3章 計画の基本的事項	6
1 計画の目的	6
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	7
4 対象とする温室効果ガス	7
5 対象とする組織の範囲	8
第4章 温室効果ガスの削減目標	9
1 削減目標	9
2 基本方針	10
第5章 温室効果ガス削減の取組	11
1 新たな取組の検討	11
2 設備機器の保守管理・運用改善に関する取組	12
3 日常業務に関する取組	13
4 公共工事での取組	14
5 事務局の取組	15
第6章 計画の推進	16
1 推進体制	16
2 進行管理	17
巻末資料1 温室効果ガス排出量の算定方法	19
巻末資料2 太田市の組織	20

第1章 基本事項

1 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉をおよぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内外の動き

2015年（平成27年）12月、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、「京都議定書」以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」は、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げ、歴史上はじめて全ての国が参加する公平な合意となっています。

我が国では、2015年（平成27年）7月に、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度（平成25年度）比で26%減とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

「パリ協定」の採択を受けて、我が国は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2016年（平成28年）5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。さらに、2021年（令和3年）4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、2021年（令和3年）10月に、この新たな削減目標を踏まえて「地球温暖化対策計画」を5年ぶりに改定しました。改定された地球温暖化対策計画は、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

この目標を達成するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、国、地方自治体、事業者、国民がそれぞれの役割を認識し、地球温暖化防止に向けた取組を推進していくことが求められています。

(3) 太田市の取組

平成 17 年 3 月 28 日に太田市、尾島町、新田町、藪塚本町が合併することで、新たな太田市が成立しました。これに伴い、同日に「太田市環境基本条例」を施行し、この条例に基づき、平成 19 年 4 月に「太田市環境基本計画」を策定することで、市域におけるよりよい環境の保全と創出に努めてきました。この「太田市環境基本計画」では、地球環境の保全に向けて地球温暖化対策を推進することを記載しています。なお、「太田市環境基本計画」は、計画期間の満了に伴い、平成 29 年 3 月に改定され、さらに令和 4 年からは中間見直しによる新たな改定方針に基づき、引き続き地球温暖化対策を推進することとしています。

市の事務事業における地球温暖化対策においては、平成 29 年 4 月に「太田市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガス削減のための取組を進めてきました。

さらなる環境施策の推進にあたっては、「持続可能な開発目標（SDGs）」を取り入れ、脱炭素化に向けた新たな取組を進めていきます。

※持続可能な開発目標（SDGs）とは

2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。

本計画において、特に関わりの深い SDGs のゴールを以下に示します。

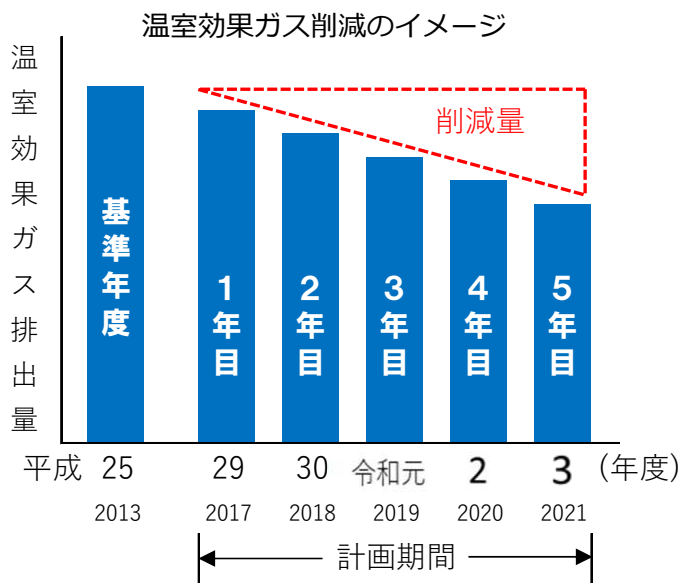


第2章 前計画の取組状況

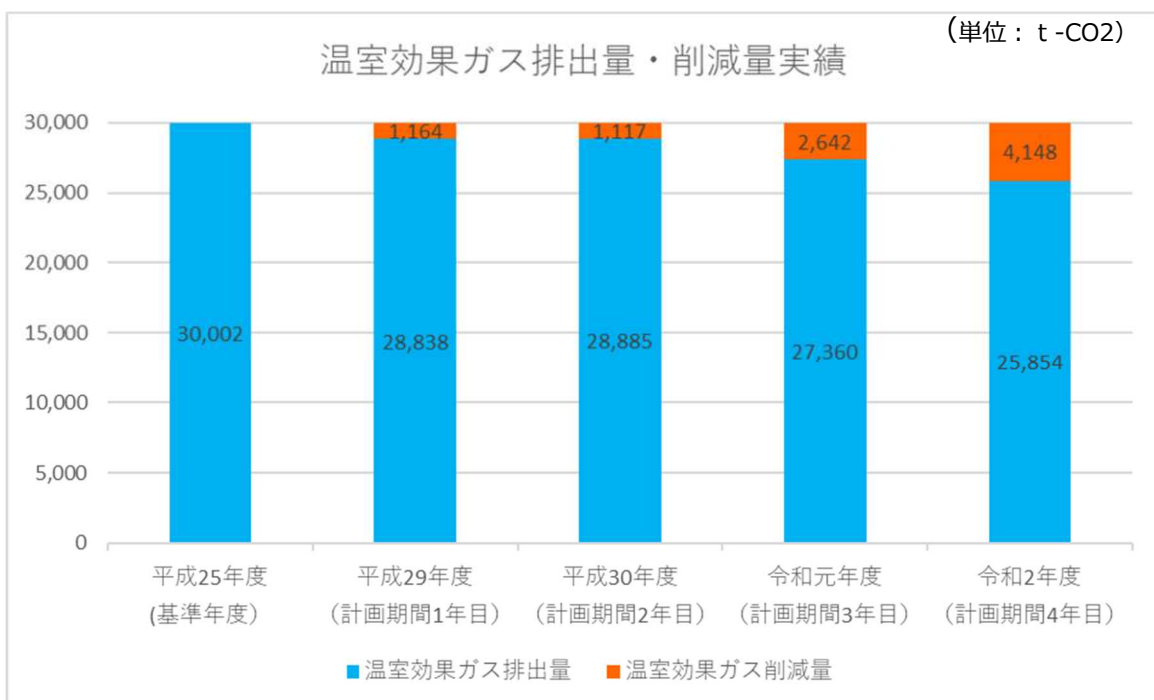
1 温室効果ガス排出状況

前計画の温室効果ガス排出削減目標は、以下のとおりです。

計画期間	2017年度（平成29年度）から2021年度（令和3年度）の5年間
基準年度	2013年度（平成25年度）
削減目標	計画期間中に、2013年度（平成25年度）を基準に22.5%削減 ※計画期間（5年間）を通して、6,750 t-CO ₂ 削減

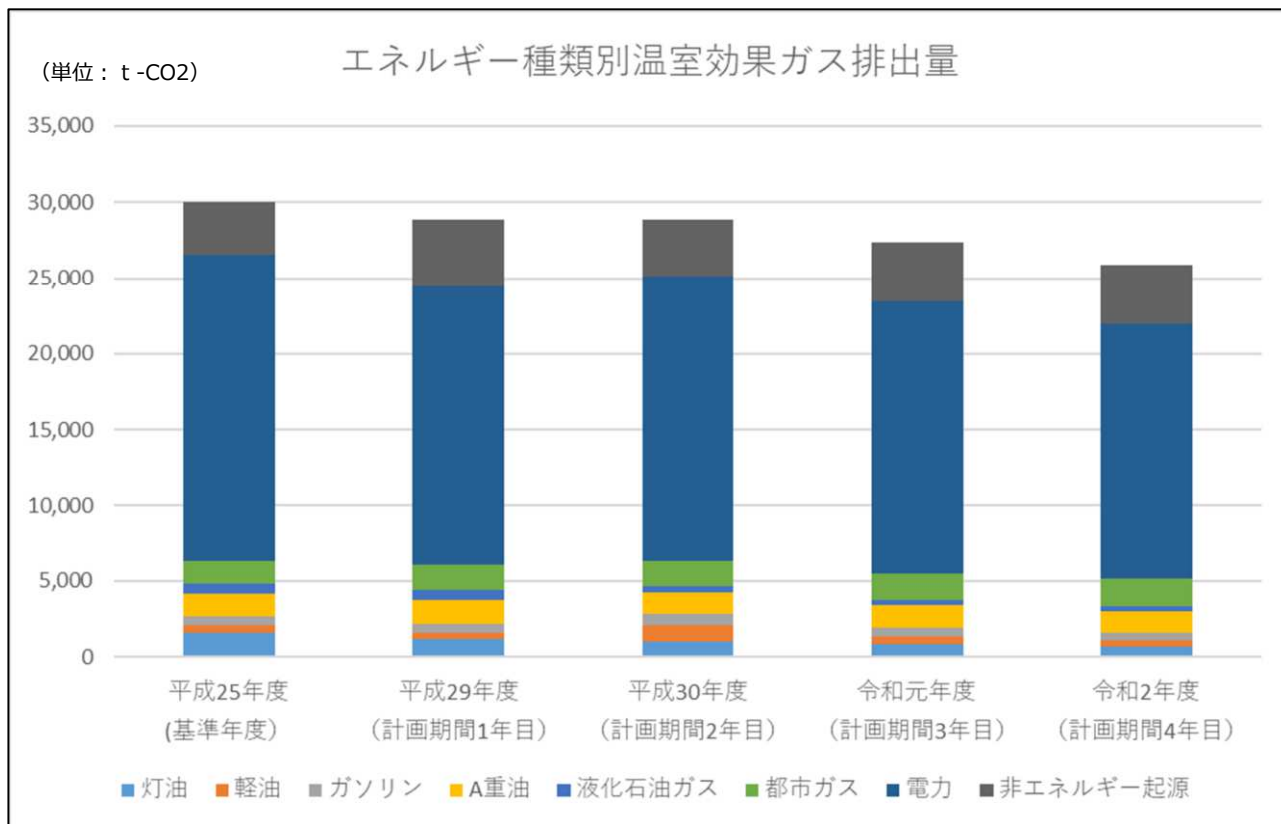


計画期間中の温室効果ガス排出量実績は、以下のとおりです。



エネルギー種類別の温室効果ガス排出量は、以下のとおりです。 (単位：t-CO2)

項目		平成25年度 (基準年度)	平成29年度 (計画期間1年目)	平成30年度 (計画期間2年目)	令和元年度 (計画期間3年目)	令和2年度 (計画期間4年目)
エネルギー 起源	灯油	1,613	1,189	1,001	817	633
	軽油	452	414	1,093	542	425
	ガソリン	596	591	700	544	533
	A重油	1,516	1,548	1,474	1,462	1,414
	液化石油ガス	662	650	382	355	306
	都市ガス	1,461	1,646	1,635	1,786	1,812
	電力	20,205	18,452	18,811	17,931	16,846
	小計	26,505	24,490	25,096	23,437	21,969
非エネルギー起源	3,497	4,348	3,789	3,923	3,885	
合計	30,002	28,838	28,885	27,360	25,854	



2 取組結果

計画期間4年目までの取組結果については、下表のとおりです。

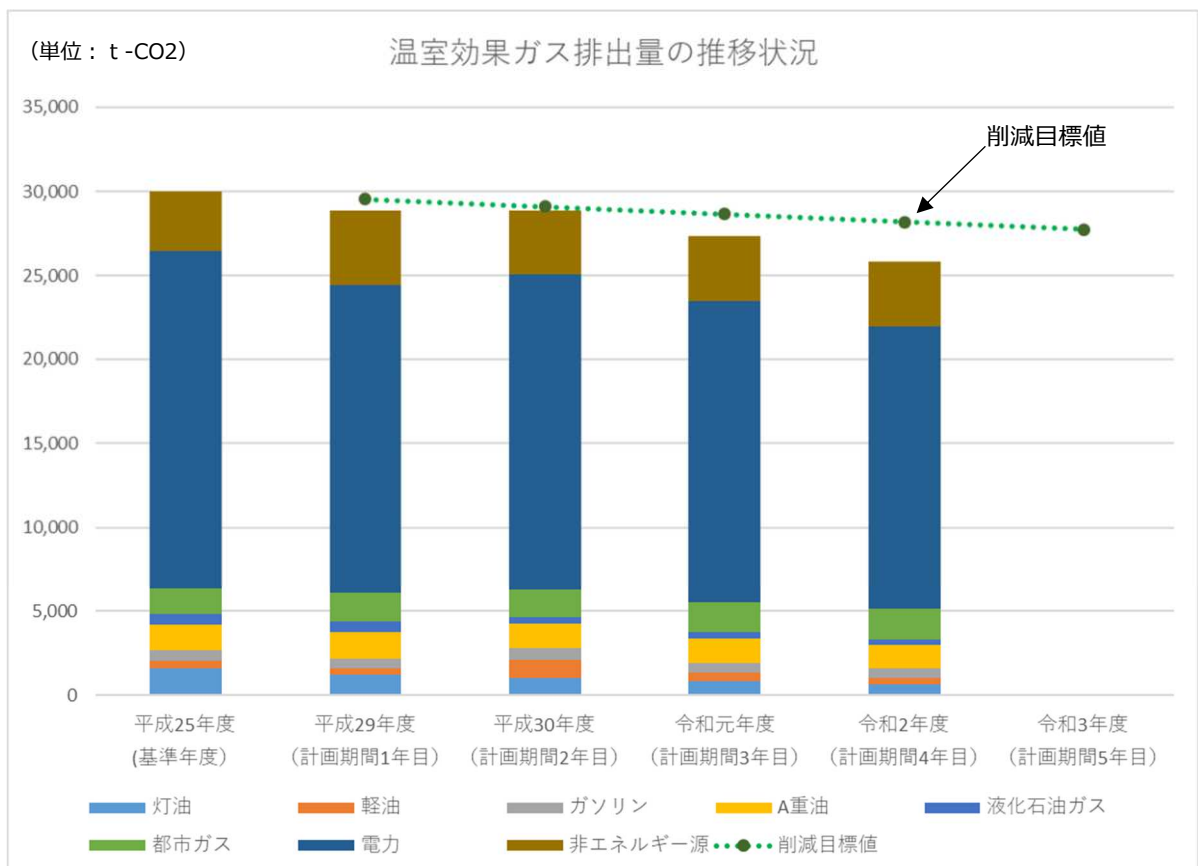
2013年度を基準として、5年間を通しての温室効果ガス削減目標値 6,750 t -CO₂ のところ、削減量は 9,071 t - CO₂、削減目標率 22.5%のところ 30.2%の削減となり、残り1年を残して達成となりました。

削減目標：計画期間中に、2013年度（平成25年度）を基準に22.5%削減

※計画期間（5年間）を通して、6,750 t -CO₂ 削減

（単位：t -CO₂）

項目	平成29年度 (計画期間1年目)	平成30年度 (計画期間2年目)	令和元年度 (計画期間3年目)	令和2年度 (計画期間4年目)	令和3年度 (計画期間5年目)	令和2年度 までの合計
温室効果ガス削減量 (対基準年度比)	1,164	1,117	2,642	4,148	—	9,071
削減率 (対基準年度比)	3.9%	3.7%	8.8%	13.8%	—	30.2%
目標削減率 (対基準年度比)	1.5%	3.0%	4.5%	6.0%	7.5%	—
達成状況	達成	達成	達成	達成	—	—



第3章 計画の基本的事項

1 計画の目的

太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与することを目的とします。

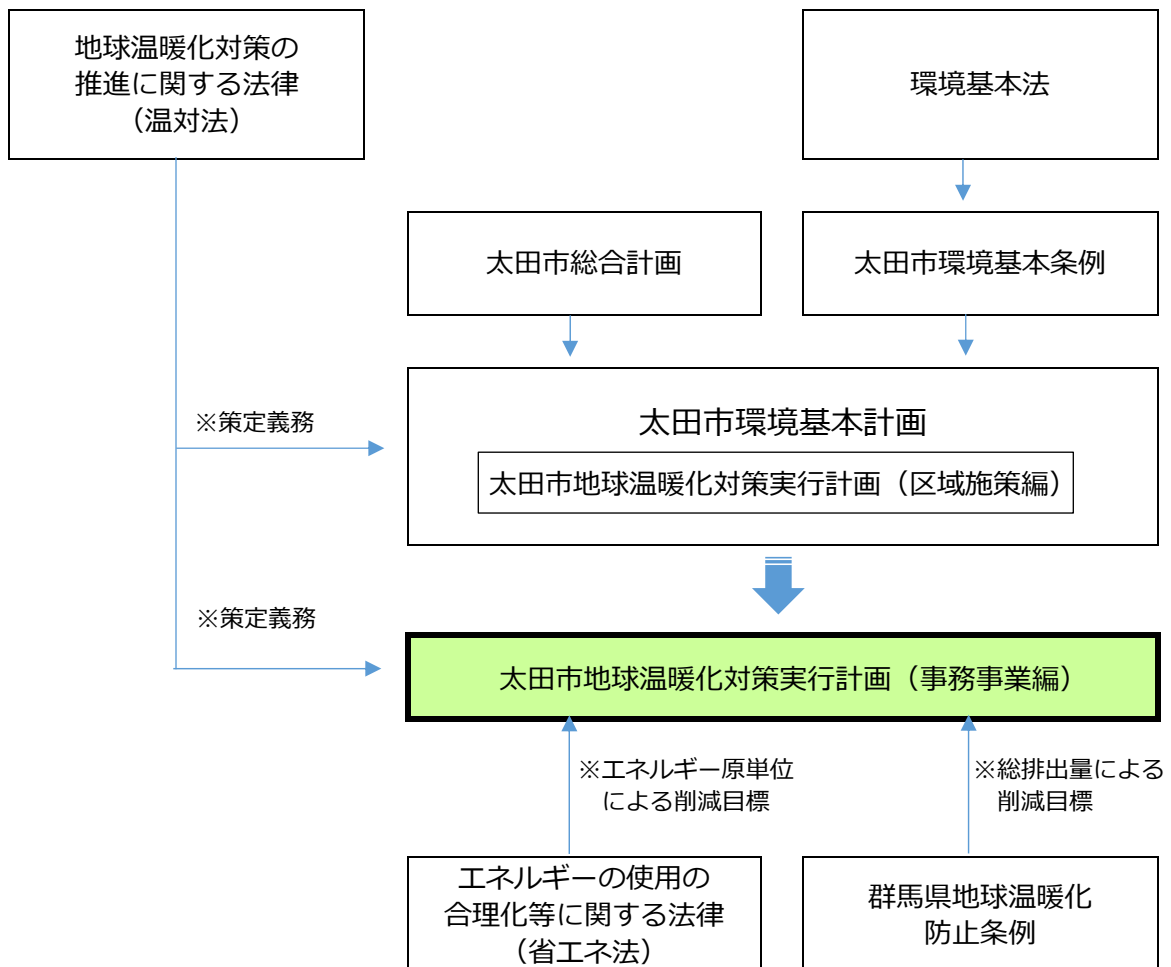
2 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減するための計画です。

上位計画である「太田市総合計画」、「太田市環境基本計画」や、関連計画との連携・整合性などに配慮しながら、計画的に進めていくものとします。

なお、市域全体から排出される温室効果ガスについては、「太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において目標を定めて、市民・事業者と一体になって削減に取り組むものとします。

計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間とします。

**計画の期間：2022年度（令和4年度）から
2026年度（令和8年度）までの5年間**

計画の基準年度：2013年度（平成25年度）

4 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める①二酸化炭素（CO₂）、②メタン（CH₄）、③一酸化二窒素（N₂O）、④ハイドロフルオロカーボン（HFC）、⑤パーフルオロカーボン（PFC）、⑥六ふっ化硫黄（SF₆）、⑦三ふっ化窒素（NF₃）の7種類を対象とします。

本計画で対象とする温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源
①二酸化炭素（CO ₂ ）	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、 公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。
②メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
③一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
④ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑤パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。
⑥六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。
⑦三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられているもの（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。

5 対象とする組織の範囲

対象とする組織の範囲は、市が行う事務事業全般を原則とします（巻末資料参照）。対象とする施設は、指定管理者制度を導入した施設も含めて、市の全ての施設とします。

事業の移管や新規施設の供用の扱いは、以下のとおりとします。

- (1) 水道事業は、平成 28（2016）年度より、群馬東部水道企業団に移管され、市の事務事業から切り離されました。このため、水道事業からの温室効果ガス排出量は、基準年度及び計画期間においては含めずに算出します。
- (2) 新規ごみ焼却施設として令和 3（2021）年 4 月に稼働したクリーンプラザは、一市三町（太田市・千代田町・大泉町・邑楽町）での広域処理を行っており、太田市外三町広域清掃組合での事務事業となるため、市の事務事業から切り離し、組合からの温室効果ガス排出量は、基準年度及び計画期間においては含めずに算出します。

* 前計画策定時からすでにこの計画があったため、もともと含まれていません。

第4章 温室効果ガスの削減目標

1 削減目標

本市では、これまで温室効果ガス排出量の削減に率先して努めてきました。

本計画では、国の政府実行計画（政府の事務事業に関する温室効果ガスの排出削減計画）の目標（2030年度までに2013年度比50%削減）を踏まえて目標設定を行い、2026年度（令和8年度）までに、基準年度（2013年度）比34%削減することを目標とします。

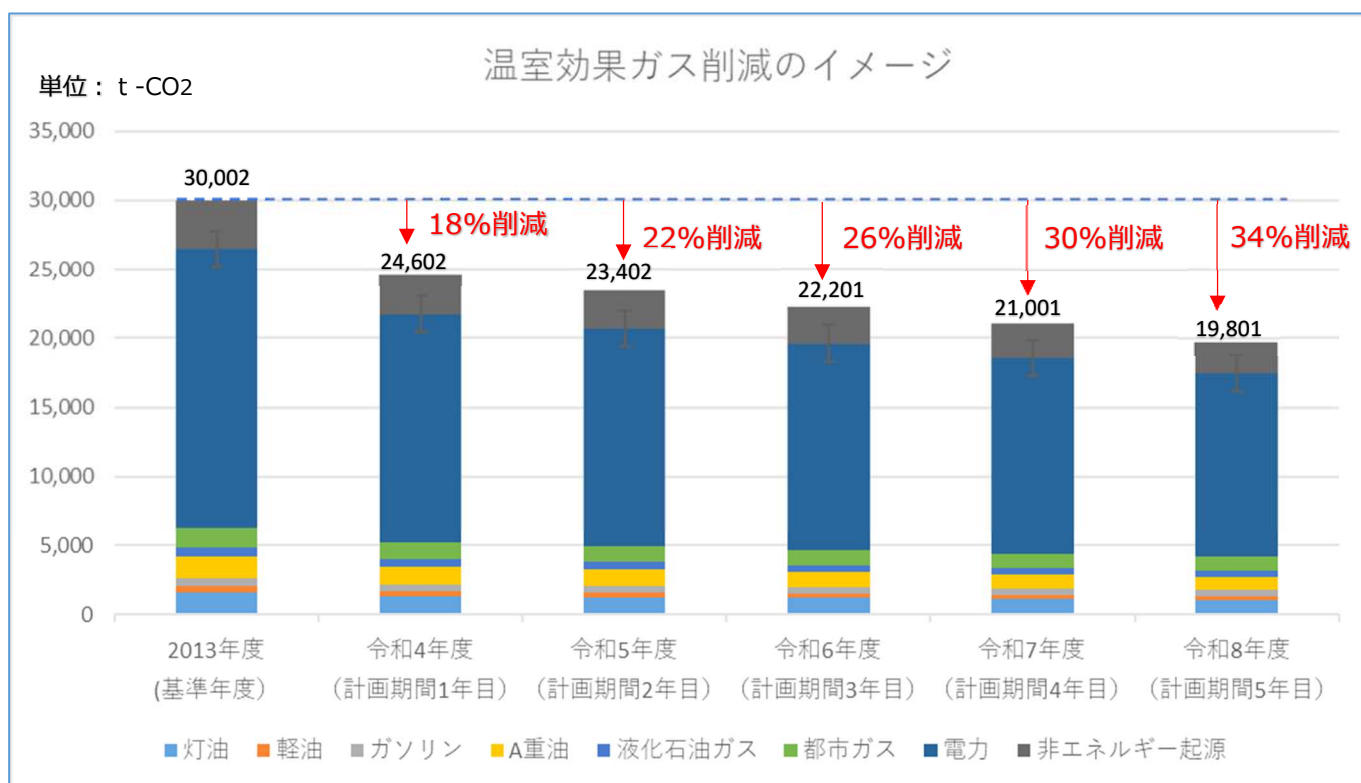
目標

2026年度（令和8年度）までに、

基準年度（2013年度）比 **34%削減**

* 2030年度において、2013年度比50%削減を目指します。

34%削減の根拠：2030年度の50%削減目標から、▲4%のバックキャストにより算定



※計画期間中の温室効果ガス排出量の算出にあたり、電気の使用に伴う排出係数は、基準年度の排出量の算出に使用した値を使用します。

2 基本方針

本市の事務事業からの温室効果ガスの排出に係る特性を踏まえて以下の基本方針を設定し、これまで以上に地球温暖化対策を強化し、省エネの取組などを一層効果的・効率的に進め、全職員が一丸となって温室効果ガスの削減目標の達成を目指します。

本計画では、従来の環境配慮意識の向上や環境配慮行動の推進といった日常業務に関する取組だけでなく、新たな取組の検討を進めていきます。

1. 環境配慮型の設備機器の導入推進（補助・助成金事業等の積極的な活用）

公共施設において環境配慮型の設備機器等を積極的に導入すること等により、これまで以上に効果的・効率的に省エネ・省資源の取組を進めていきます。

環境配慮型設備機器の導入や設備機器の運転改善等を積極的に推進していくための補助・助成等の情報収集を積極的に行い、情報を必要とする部署等に対して情報提供を行います。

2. 設備機器の運用改善の推進（環境マネジメントの継続）

施設から排出される温室効果ガスを削減するためには、施設等の管理者による設備機器の運転制御や運用改善等を積極的に実施していく必要があります。

このため、環境マネジメントシステムにより、取組を確実に推進することで、実際に効果を上げていきます。

3. 環境マネジメントシステム（EMS）との一体的な運用

実行計画の取組状況を把握できるよう、環境マネジメントシステム（EMS）については、実行計画の進捗管理ツールとして一体的に運用できるようにします。

このとき、環境マネジメントシステム（EMS）は、「太田市マネジメントシステム」の内容から逸脱することがないように注意するとともに、市の職員が省エネ・省資源のために率先して取組を実践できるようにします。

4. 日常業務に関する取組の継続

本市では、職員一人ひとりが環境配慮意識の向上や環境配慮行動の推進に取り組むことにより、地球温暖化対策に率先して努めてきました。このため、今後も日常業務に関する取組を継続していきます。

また、市の施設は市民や事業者等の利用が多いため、施設における省エネ・省資源の取組は市民や事業者等との協働による取組が重要です。このため、今後も市民や事業者との連携・協力体制の維持・強化に努め、協働による取組を継続していきます。

第5章 温室効果ガス削減の取組

1 新たな取組の検討

削減目標を達成するため、従来の取組に加え、次のような脱炭素化に向けた新たな先進的な取組についても検討し、実行に移していく必要があります。

【脱炭素化に向けた新たな取組】

1. 温室効果ガス排出ゼロのエネルギーの調達

市施設における電力の脱炭素化を目指します。

(例) 二酸化炭素の排出係数がゼロの電力を地域新電力会社から導入。
市の事務事業から排出される温室効果ガスのうち、電力からの排出量が65%以上を占めていることから、非常に大きな効果が期待できる。

➡削減効果

令和2年度の実績値を参考にすると、

市の事務事業から排出される温室効果ガス 25,854 t-CO₂のうち

市長部局：おおよそ 12,800 t-CO₂ 削減可能

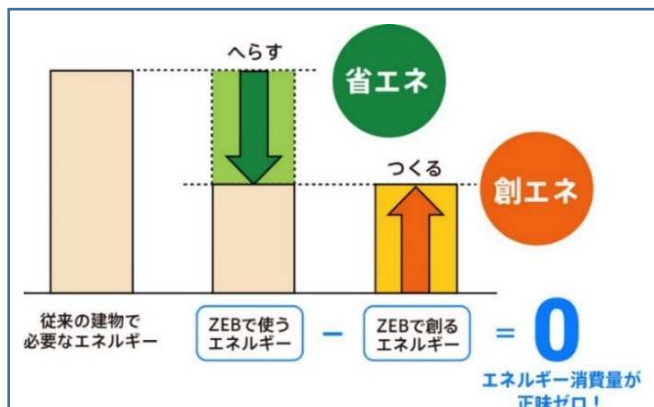
教育部：おおよそ 4,000 t-CO₂ 削減可能

全体：おおよそ 16,800 t-CO₂ 削減可能

2. 新築・改修等の市施設のZEB化を推進する

※ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

市施設の新築、改修に際しては、2050年まで継続的に供用されることを想定して、省エネ性能の向上を図り、レジリエンス向上も兼ねて、創エネ（再エネ）設備や蓄エネ設備（EV/PHEVを含む）を導入し、ZEB化を推進する。



資料：環境省

2 設備機器の保守管理・運用改善に関する取組

新たな設備の導入のほか、既存の設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫も、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果を発揮します。

庁舎・施設の管理職員は、以下の取組を推進することで、温室効果ガスの排出抑制に努めます。庁舎・施設で勤務している職員は、管理職員の取組に積極的に協力します。施設・庁舎の点検管理や清掃を委託している場合には、委託業者と協力して各種の取組を実施します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容の例
熱源	・密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去
	・冷却塔充てん剤の清掃
	・冷却水の適正な水質管理
空調	・温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	・照明器具の定期的な保守及び点検

参考：環境省ホームページ 温室効果ガス「排出抑制等指針」より作成

【庁舎等の設備機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容の例
熱源	・冷温水出口温度の適正化
	・熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化
	・冷温水ポンプの冷温水流量の適正化
	・蓄熱システムの運転スケジュールの適正化
	・熱源機の運転圧力の適正化
	・熱源機の停止時間の電源遮断
	・熱源機のブロー量の適正化
	・燃焼設備の空気比の適正化
空調	・ウォーミングアップ時の外気取入停止
	・空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	・冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
	・除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給排水・給湯	・給排水ポンプの流量・圧力の適正化
	・給湯温度・循環水量の適正化
受変電	・コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）
	・変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	・庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時における再生可能エネルギーの導入の検討

参考：環境省ホームページ 温室効果ガス「排出抑制等指針」より作成

3 日常業務に関する取組

温室効果ガスの排出削減のためには、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、本計画でも以下に示す取組を励行します。

【職員の日常業務に関する取組】

項目	取組内容の例
空調	・空調設定温度・湿度の適正化
	・使用していない部屋の空調停止
	・換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
	・夜間等の外気取入れ
給排水・給湯	・冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
	・照明器具の定期的な保守及び点検
昇降機	・エレベーターの適正使用、階段使用の励行
	・利用の少ない時間帯における一部停止
事務機器	・OA 機器の適正使用
	・使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・エコドライブの推進

参考：環境省ホームページ 温室効果ガス「排出抑制等指針」より作成

【職員の省資源の推進に関する取組】

項目	取組内容の例
用紙類	・両面コピーの徹底
	・資料の共有化や簡略化
	・庁内情報システムの有効利用
廃棄物・リサイクル	・排出ごみの分別促進、資源化促進
	・割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・封筒、ファイルなどの物品の再利用促進
	・プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
	・雑紙・コピー用紙等の資源化
物品購入	・グリーン購入の推進

参考：環境省ホームページ 温室効果ガス「排出抑制等指針」より作成

公共工事は、一般事務と比べて環境におよぼす影響が大きく、広い範囲や分野にわたって影響をおよぼす可能性があります。このため、公共工事での環境配慮の取組を適切に行い、環境負荷の低減と温室効果ガスの削減に努めます。

【環境配慮型工事の施工に関する取組】

項目	取組内容の例
環境負荷の少ない公共工事の実施	・環境配慮型の工法の採用
	・再生材の使用の推進
	・熱帯木材等の使用抑制
	・建設副産物のリサイクルの推進
	・建設廃棄物の発生抑制、適正処理の推進
	・工事中の環境監視及び測定に関する報告の実施
	・工事中の交通渋滞の緩和、安全対策の推進
敷地内及び周辺の自然環境の保全	・既存緑地の保全
	・敷地境界等への植栽の実施、緑化の推進
	・自然的要素の多い空間の確保
	・既存の植生などの有効活用

【公共施設の脱炭素化を目指す取組】

公共施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を促進します。
また、公共施設におけるエネルギーレジリエンスの強化に努めます。

項目	取組内容の例
省エネルギーの推進	・省エネ型設備機器の率先導入
	・LEDへの改修の促進
	・公共施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の検討
再生可能エネルギーの導入	・太陽光・太陽熱の導入
	・廃熱利用、コージェネレーションシステムの導入
	・公共施設の再生可能エネルギー電力の購入を検討
エネルギーレジリエンスの強化	・公共施設の蓄電池設備の促進
	・公用車の電動車（EV、PHV）の導入推進
	・電動車（EV、PHV）と公共施設・太陽光発電設備との連携の検討

5 事務局の取組

事務局（環境対策課）は、職員共通の取組を実践しつつ、実行計画の推進に向けて、以下の取組も実施します。

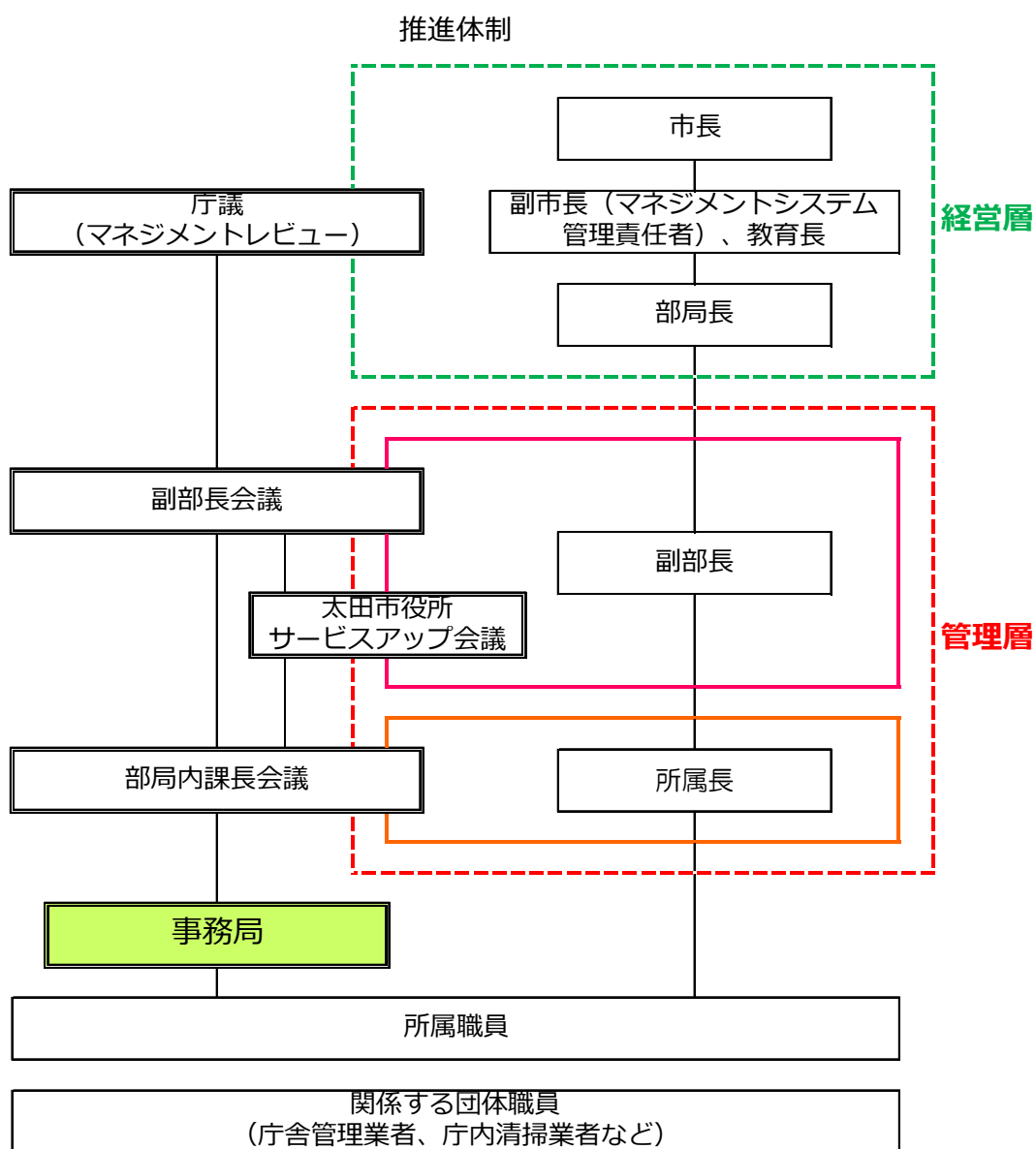
【実行計画の推進・管理等に関する取組】

項目	取組内容の例
意識啓発	・省エネや節電、ごみ減量化など、職員が理解しやすい表現で取組の継続に向けた PR
	・庁舎内へのポスターの掲示など、様々な手段での職員への意識啓発
	・職員向けの研修会の開催
情報収集 情報提供	・設備機器の導入や運用改善に関する補助・助成金事業などに関する情報収集、情報提供
進行管理	・「環境マネジメントシステム（EMS）」の職員への周知徹底
	・各施設のエネルギーデータに基づく温室効果ガス排出量の算定、各種報告
	・各施設の地球温暖化対策に関する取組の支援
取組強化	・新しい技術や手法等の検討による地球温暖化対策の強化
情報公開	・取組結果の集計と目標の達成状況の公表（毎年度）

第6章 計画の推進

1 推進体制

「環境マネジメントシステム（EMS）」による環境配慮の取組を進めていきます。
地球温暖化防止に向けた具体的な取組も、太田市マネジメントシステムと一体的に推進していきます。



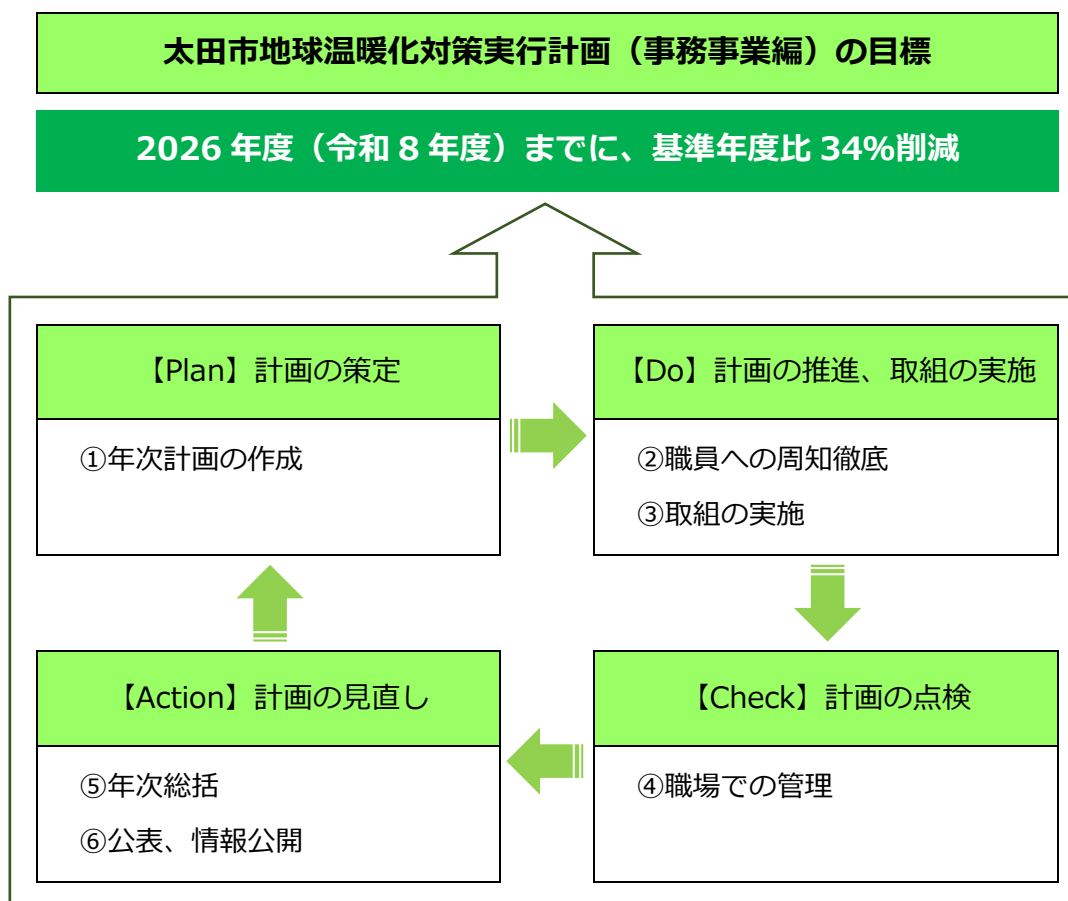
計画に掲げた取組の推進には、多数の部署が関係しているため、既存の太田市マネジメントシステムを活用し、取組の総合的・計画的な推進を図ります。

2 進行管理

本計画は、「太田市マネジメントシステム」に基づく PDCA サイクルにより進行管理を行います。

計画期間において、目標の達成状況や取組の実施状況などは、この PDCA サイクルの中で、報告シートを用いて把握します。

PDCA サイクルによる進行管理



PDCA サイクルによる進行管理の手順と具体的な内容

手 順	担 当	具体的な内容
【Plan】 ①年次計画の作成	各課・施設の実施責任者	・ 報告シートに新年度の計画、目標などを記入し、事務局に提出します。
	事務局 (環境対策課)	・ 太田市マネジメントシステムで運用している理解度アップ研修などを活用し、新年度の活動概要や全体目標、書類作成や手続等の具体的な内容について説明します。
▼		
【Do】 ②職員への周知徹底	事務局 (環境対策課)	・ 職員に対する説明会・研修等を開催し、実行計画(事務事業編)の周知徹底を図ります。
▼		
【Do】 ③取組の実施	各課・施設の実施責任者	・ 自ら作成した報告シートに基づき、職員への説明・周知を図ります。 ・ 目標の達成に向けて、課・施設内での取組の実行を推進します。
▼		
【Check】 ④職場での管理	各課・施設の実施責任者	・ 課・施設内での地球温暖化対策に関し、定期的に進捗状況を確認し、報告シートに定めた目標の実現や取組の推進に努めます。 ・ 課・施設内での進捗状況は、半期に一度確認し、事務局に報告します。
	事務局 (環境対策課)	・ 課・施設内での進捗状況を整理し、環境庁内会議に報告します。
▼		
【Action】 ⑤年次総括	事務局 (環境対策課)	・ 報告シートに基づき、課・施設内での目標の達成状況や取組の実施状況を取りまとめ、本計画の推進状況を確認し、庁議(マネジメントレビュー)に報告します。
▼		
【Action】 ⑥公表、情報公開	事務局 (環境対策課)	・ 環境庁内会議の結果を全庁的に報告します。 また、市のホームページに掲載して公表します。

※各年度の取組の結果は、マネジメントレビューで報告し、改善等の必要が生じた場合には、市長の指示を仰ぐものとします。

巻末資料 1 温室効果ガス排出量の算定方法

1 温室効果ガスの算定方法

本計画において対象とする温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）の排出量は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項の各号に定められた活動の区分ごとに、当該活動の量（活動量）に排出係数を乗じることによって求められます。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のこと。（二酸化炭素に係る地球温暖化係数は1）

（例）電気の場合

		(活動量)		(排出係数)
1年間の		1年間の		電気1kwh当たりの
電気の使用に伴う	=	電気の使用量	×	二酸化炭素の排出量
二酸化炭素の排出量				
(kg-CO ₂)		(kwh)		(kg-CO ₂ /kwh)

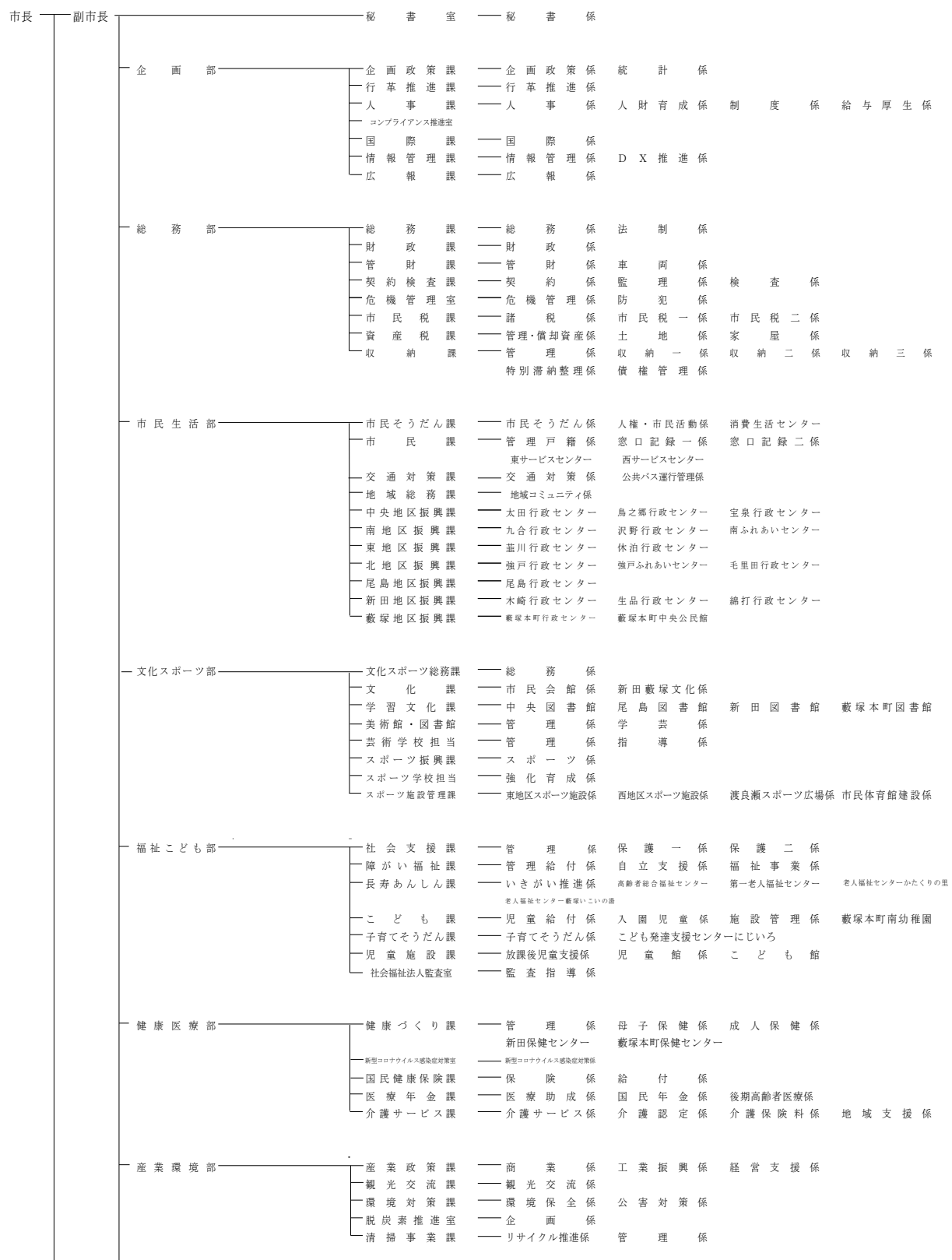
2 温室効果ガスの排出係数

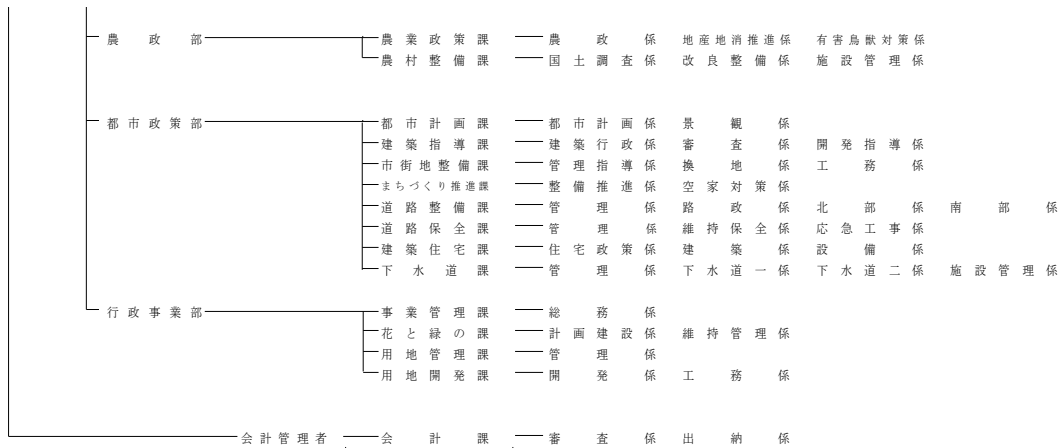
電気の排出係数は、毎年度環境省ホームページで公表されている「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」を用います。

巻末資料 2 太田市の組織

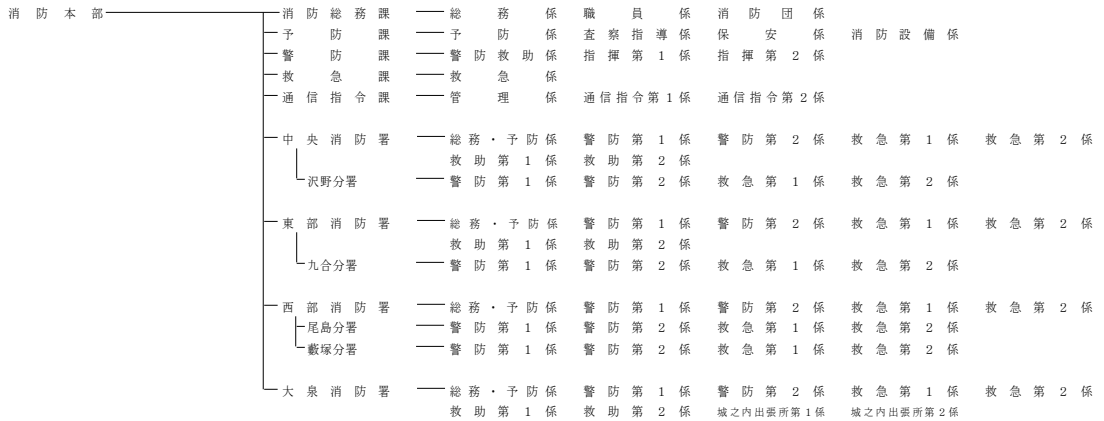
太田市行政組織機構図〔令和4年4月1日〕

【市長部局】

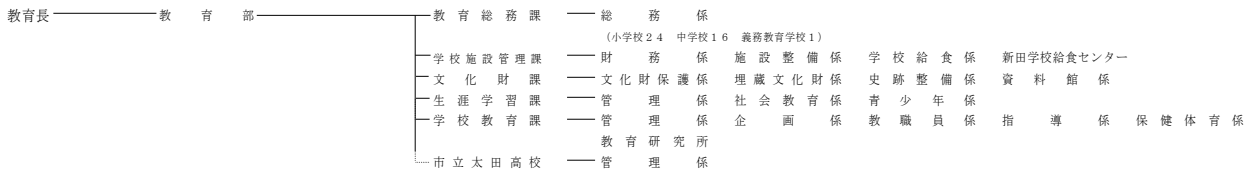




【消防本部】



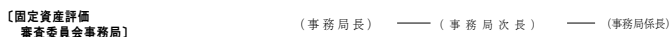
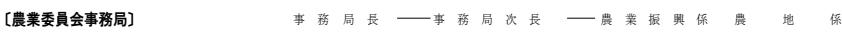
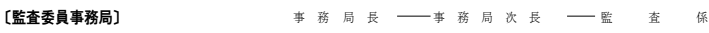
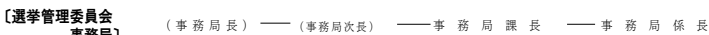
【教育委員会】



【議事事務局】



【行政委員会】



区分	部(局)	課	係
市長部局	10	67	162
教育委員会	1	5	19
議会・行政委員会	2	6	8
消防本部	1	5	58
計	14	83	247

太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発行年月：令和4年4月

発行 太田市
編集 産業環境部 脱炭素推進室
住所 〒373-8718
群馬県太田市浜町 2-35
電話 0276-47-1111（代表）
F A X 0276-47-1881
E-mail 025660@mx.city.ota.gunma.jp

本冊子は再生紙を使用しています。